

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅲ-1-5))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する(施策中目標Ⅲ-1-5)
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること (施策小目標2) 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること (施策小目標3) 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実に図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には55,152件(速報値)(宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。

予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 児童虐待等防止対策費 (項) 子ども・子育て支援対策費 (目) 子育て支援交付金(一部) ※平成22年度までは次世代育成支援対策交付金(一部)として計上。
------------------	--

施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	82,127,554	84,467,793	86,011,050	87,772,846	90,887,337
		補正予算(b)	—	▲ 4,005	▲ 987,503	0	—	—
		繰越し等(c)	—	0	0	0	—	—
		合計(a+b+c)	—	82,123,549	83,480,290	86,011,050	87,772,846	—
	執行額(千円、d)	—	80,870,605	82,391,812	85,094,005	—	—	
	執行率(%、d/(a+b+c))	—	98.47	98.70	98.93	—	—	
※上記の金額の他に「子育て支援交付金(平成23年度予算額50,000,000千円)の内数」が加わる。								

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日	5年間を目標(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%(市はすべて配置)にする ・小規模グループケアのか所数 800か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 ・里親等委託率 16%

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	—	—	—	58.3%	61.6%	80.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	322	357	446	458	528	800
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	118	146	171	190	214	300
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%	—	16.0%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	22,315	23,758	24,879	27,183	—	前年度以上	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1について、市町村における子どもを守る地域ネットワークの調整機関に一定の専門性をもった職員の配置が進んでいることにより、ネットワークの体制整備が進んでいるものと考えられる。</p> <p>指標2～4について、実績値が前年度を上回っており、子どもの保護・支援の体制の整備が進んでいる。26年度の目標値を達成するため、引き続き施策の推進が必要である。</p> <p>指標5について、実績値が前年度を上回っており、配偶者からの暴力被害者の相談等の体制を整備が進んでいる。</p>
	効率性の評価	<p>指標1～5については、毎年度実績値が増加しているところであるが、引き続き効率的な事業の実施を推進していく必要がある。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、子どもを守る地域ネットワーク又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、平成22年4月1日現在で98.7%となり、ほとんどの市区町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワークの機能強化のための施策を推進していく必要がある。</p> <p>社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てるよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要がある。施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。</p> <p>また、配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の□で困った方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>※「子ども・子育てビジョン」における整備目標を踏まえ、小規模グループケア等の箇所数の増加を検討します。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきご指摘等をいただいで作成しています。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等」 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001jqi1.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000a1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 高橋俊之	評価書作成日	平成23年9月
-------	------------	--------	-------------------------------------	--------	---------

(注)児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

(注)配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 高橋俊之